

土木工事等と埋蔵文化財の保護

小美玉市教育委員会では、貴重な遺跡を後世に伝えていくために文化財保護法に基づき、文化庁、茨城県教育委員会の指導を受け、遺跡の保護やその取扱い事務を行っています。

▶市指定文化財 南坪貝塚のミミズク形土偶

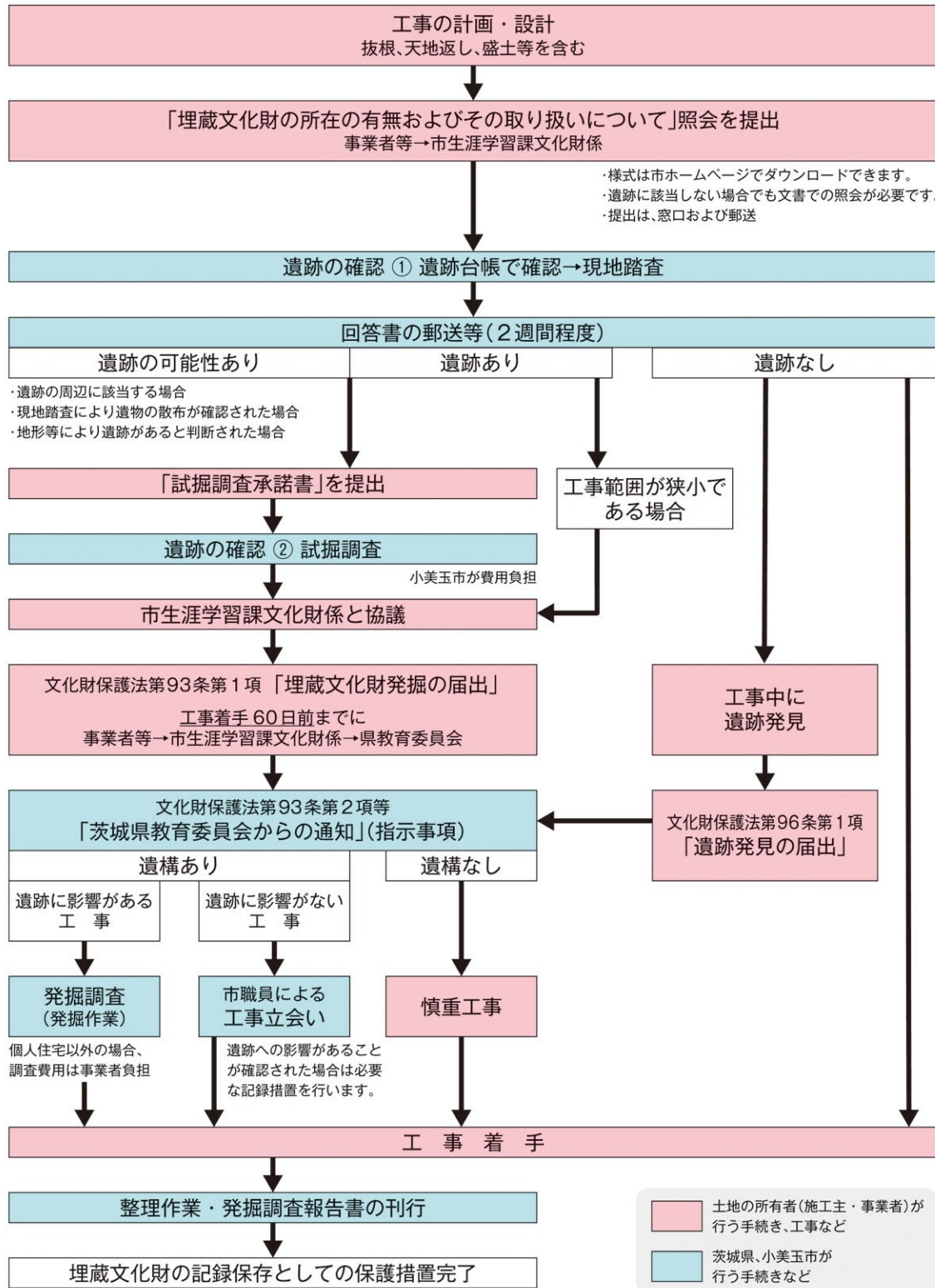


土木工事等に伴う埋蔵文化財の手続き

埋蔵文化財は地下に埋もれているという特性から、土木工事等の開発行為により影響を受ける可能性があります。そのため、工事予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかの照会文書の提出をお願いしています。詳しくは、以下のフローチャートに基づき、手続きを行ってください。文化財保護法では、遺跡内で土木工事を行う場合、**工事着手 60日前**までに法第93条第1項の届出を茨城県教育委員会へ提出する必要がありますので、早めの協議をお願いします。

不動産の鑑定評価などの埋蔵文化財の照会は、生涯学習センターコスモス窓口、もしくはFAXにて受け付けています。その際は工事場所が分かる地図が必要となります。

埋蔵文化財の取り扱いフローチャート



問い合わせ・提出先

小美玉市教育委員会 生涯学習課 文化財係 (小美玉市生涯学習センターコスモス内)
〒311-3433 茨城県小美玉市高崎 291-3
TEL : 0299-26-9111 FAX : 0299-26-9261